

令和9年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題

教職教養

1 / 11 枚中

注意 答はすべて解答用紙の解答欄に記入すること。

第1問題 次の問に答えよ。

問1 次のア～エを読み、教育者や教育学者、心理学者の実績に関する説明として正しいものに○、誤っているものに×をつけたとき、正誤の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

ア スキナーは、アメリカの心理学者である。1950年代にティーチングマシンと問題解決学習の提唱により、真の科学化と技術化を教え、教育界に衝撃を与えた。

イ ブルームは、アメリカの教育学者である。学力の国際比較調査などを主催している「教育到達度の評価に関する国際協会 IEA」創立者の一人で、カリキュラムと評価についての彼の考え方は世界の多くの国の教育に影響を及ぼした。

ウ シュタイナーは、オーストリアの教育者である。ドイツ語圏の各国で活躍し、アントロポゾフィー（人智学）の世界観を樹立し、その思想の実践を各分野で試みた。

エ ブルーナーは、アメリカの認知心理学者である。教育内容の現代化の理論書として世界的に脚光を浴びた書物『学校と社会』をまとめた。

	ア	イ	ウ	エ
①	○	○	×	×
②	○	×	○	×
③	○	×	×	○
④	×	○	○	×
⑤	×	○	×	○
⑥	×	×	○	○

問2 次の文は、「生徒指導提要」（令和4年12月改訂）に示されている「発達支持的生徒指導」に関するものである。文中の□ア～□オにあてはまる語の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の□アとなるものです。発達支持的というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示しています。すなわち、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っています。すなわち、教職員は、児童生徒の「□イ」とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかけます。

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。例えば、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成や、自己の将来をデザインする□ウなど、教員だけではなくスクールカウンセラー（以下「SC」という。）等の協力も得ながら、□エ社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけを行います。このような働きかけを、□オ指導と関連付けて行うことも重要です。意図的に、各教科、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等と密接に関連させて取組を進める場合もあります。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	中核	心身の発達	生涯学習	多様性	学習
②	基盤	個性の発見	キャリア教育	共生	学習
③	中核	心身の発達	生涯学習	共生	生活
④	基盤	個性の発見	キャリア教育	多様性	生活
⑤	基盤	心身の発達	生涯学習	共生	生活
⑥	中核	個性の発見	キャリア教育	多様性	学習

問3 次の文は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～（平成20年3月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）」に示されている「学校における人権教育の取組の視点」に関するものである。文中の□ア～□オにあてはまる語の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるために必要な□アは、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような□アを身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。個々の児童生徒が、自らについて一人の人間として大切にされているという実感を持つことができるときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つことが容易になるからである。

とりわけ、教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての□イなどは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、校長はじめ、教職員一人一人の意識と努力により、即座に取り組めるものでもある。

このようなことから、自分と他の人の大切さが認められるような□ウをつくるのが、まず学校・学級の中で取り組まれなければならない。また、それだけでなく、家庭、地域、国等のあらゆる場においてもそのような□ウをつくる必要があることを、児童生徒が気付くことができるように指導することも重要である。

さらに、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるということが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要である。すなわち、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒が身に付けられるようにすることが大切である。具体的には、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。

- ① 他人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、□エ的に理解する力
- ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- ③ 自分の要求を一方向的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を□オする能力及び他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

これらの力や技能を着実に培い、児童生徒の□アを健全に育てていくために、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「□ウづくり」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれるところである。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	規範意識	雰囲気	環境	客観	模索
②	規範意識	信頼感	社会	客観	模索
③	人権感覚	雰囲気	環境	共感	調整
④	規範意識	雰囲気	社会	共感	調整
⑤	人権感覚	信頼感	環境	客観	模索
⑥	人権感覚	信頼感	社会	共感	調整

問4 次の文は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和3年1月 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議）に示されている「特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方」に関するものである。文中の□ア～□オにあてはまる語の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

- 特別支援教育は、障害のある子供の□アや社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の□イニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、□ウのある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要であり、また、障害を理由とする□エの解消の推進に関する法律（以下「障害者□エ解消法」という。）や、今般の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の改正も踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要である。
- インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の□アと社会参加を見据え、一人一人の□イニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。
- このため、障害の状態等に応じ、十分な教育を受けられるよう、小中学校の通常の学級での指導方法等の工夫を含め、□オによる指導、特別支援学級、特別支援学校等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識や経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。

- | | ア | イ | ウ | エ | オ |
|---|----|-----|-------|----|----|
| ① | 自立 | 教育的 | 心理的不安 | 差別 | 通信 |
| ② | 自治 | 社会的 | 発達障害 | 差別 | 通級 |
| ③ | 自治 | 社会的 | 心理的不安 | 福祉 | 通級 |
| ④ | 自治 | 教育的 | 発達障害 | 福祉 | 通信 |
| ⑤ | 自立 | 社会的 | 心理的不安 | 福祉 | 通信 |
| ⑥ | 自立 | 教育的 | 発達障害 | 差別 | 通級 |

問5 次のア～エを読み、教育心理に関する説明として正しいものに○、誤っているものに×をつけたとき、正誤の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

ア レディネスとは、学習の成立に必要な準備状態のことである。一般に学習準備性 (readiness to learn) として用いられる。この概念の意義は、それが学習者の側の概念であるという点にある。すなわち、学習の成立の可否は、指導者の側の目標と方法だけではなく、学習者の側の準備状態によって決まるとされている。

イ 横軸に経験回数、縦軸に学習成績をとり、経験や訓練を積むとともに成績がどのように向上するかを描いたグラフを学習曲線 (learning curve) という。経験とともに少しずつ成績が向上すると考える悉無学習説 (none-to-all learning theory) と、あるところまではいくら練習してもまったく学習効果がないが、突然コツがわかったり、解き方がひらめいたりし、それ以後は完全にできるようになるとする漸増学習説 (incremental learning theory) がある。

ウ あることからの学習経験が後の学習に影響を与えることを学習の転移 (transfer of learning) という。転移の仕方に関して、転移が起きるのは二つの学習内容がよく類似している場合に限られるとする一般的転移説と、かなり広い範囲にわたって転移が生ずるとする特殊的転移説の両説がある。この区別は、教育学での実質陶冶と形式陶冶の区別に対応するものである。

エ 動機づけには、学習者の正しい行動や答えに報酬を与えたり、逆に、誤った行動や答えに罰を与えたりするような外発的動機づけと、学習者自身がある課題に関心を持ったり、自発的に問題を解いてみようとする気持ちを起こすことを意味する内発的動機づけがある。

	ア	イ	ウ	エ
①	○	○	×	×
②	○	×	○	×
③	○	×	×	○
④	×	○	○	×
⑤	×	○	×	○
⑥	×	×	○	○

問6 次の文は、教育心理に関するものである。文中の□ア～□エにあてはまる語の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

養育者等の特定他者との関係性が確立してくるにつれ、子どもはその特定他者との近接性が脅やかされると□アを覚え、生後1年目の後半ごろからは、ときに、それ以外の者に対して強い人みしりを示すことがある。ちなみに、こうした状況で一種の情動制御の術として子どもに用いられ始める物に、毛布やタオルあるいは柔らかいぬいぐるみといった、いわゆる□イがある。これらは主に乳幼児期におけるアタッチメント上の特質といえるわけであるが、ボウルビイは、アタッチメントは個人が自律性を獲得した後でも、形を変え、生涯を通じて存続するものだと仮定していた。彼によれば、近接関係を維持するということは、文字どおり距離的に近い位置にいつづけるということのみを意味するのではない。それは、たとえ物理的には離れていても、特定対象との間に、間主観性を基盤に、相互信頼に満ちた関係を築き、そして危急の際にはその対象から助力してもらえするという期待、すなわち□ウを絶えず抱いていられるということをも意味するという。すなわち、アタッチメントが行動レベルの近接から表象レベルの近接へと発達的に移行するのである。そして、この移行にとりわけ重要な意味をもつのが□エである。

ボウルビイは、発達早期の養育者との具体的な相互作用の特質が、徐々に自己や他者および対人関係に関する一般化されたイメージや主観的確信(□エ)として取り込まれ、それが、個人のその後の人生における一貫した対人関係スタイルやパーソナリティを持続的に支える機能を果たすと仮定したのである。

- | | ア | イ | ウ | エ |
|---|------|------|--------|---------|
| ① | 分離不安 | 愛玩物 | 基本的信頼感 | 内的作業モデル |
| ② | 分離不安 | 移行対象 | 基本的信頼感 | 内的作業モデル |
| ③ | 自立志向 | 愛玩物 | 相互依存 | 内的作業モデル |
| ④ | 自立志向 | 移行対象 | 相互依存 | 既成概念 |
| ⑤ | 自立志向 | 愛玩物 | 相互依存 | 既成概念 |
| ⑥ | 分離不安 | 移行対象 | 基本的信頼感 | 既成概念 |

問7 次の文は、教育心理に関係する人物とその理論に関するものである。文中の□ア～□エにあてはまる語の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

パブロフはロシアの生理学者である。犬に肉片を与えるたびにベルの音を聞かせるということを何度も繰り返すと、ベルの音だけで唾液が出るようになることを□アと言い、この反応のさまざまな現象を「興奮」と「制止」という二つの過程によって説明しようとした。

ソーンダイクはアメリカの心理学者である。箱の中に入れられた猫が、箱から脱出するためにひっかいたり、かみついたり、転げ回ったりする等の不適切な反応を積み重ねていくうちに、掛け金を外すという正しい反応に至るという経過から、□イによる学習という考え方を提唱した。

トールマンはアメリカの心理学者である。ネズミに迷路学習を行わせたとき、最初報酬なしに学習させると成績が振るわないが、報酬を与えだしたとたん急に成績が向上する事実から□ウという現象の存在を指摘した。

ケーラーは、ドイツの心理学者である。チンパンジーが、それまでに試みたことのない箱を積み重ねたり棒を使ったりするという方法で、届かない場所にあるバナナを取ることを観察し、□エの重要性を主張した。

- | | ア | イ | ウ | エ |
|---|------|------|------|---------|
| ① | 条件反射 | 偶発制御 | 潜在学習 | 身体運動 |
| ② | 脊髄反射 | 偶発制御 | 潜在学習 | 身体運動 |
| ③ | 脊髄反射 | 試行錯誤 | 反復練習 | 洞察(見通し) |
| ④ | 条件反射 | 試行錯誤 | 潜在学習 | 洞察(見通し) |
| ⑤ | 脊髄反射 | 偶発制御 | 反復練習 | 身体運動 |
| ⑥ | 条件反射 | 試行錯誤 | 反復学習 | 洞察(見通し) |

問8 次の「教育基本法」の条文中の□ア～□オにあてはまる語の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

第一条 教育は、□アの完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第三条 国民一人一人が、自己の□アを磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その□イにわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第四条 すべて国民は、ひとしく、その□ウに応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、□エ的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な□オを講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、□ウがあるにもかかわらず、□エ的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	人徳	将来	意欲	経済	指導
②	人徳	生涯	意欲	政治	支援
③	人徳	将来	能力	政治	指導
④	人格	生涯	能力	経済	支援
⑤	人格	将来	能力	政治	支援
⑥	人格	生涯	意欲	経済	指導

問9 次のア～エを読み、「学校教育法」で定められている内容として正しいものに○、誤っているものに×をつけたとき、正誤の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

ア 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

イ 中学校における教育は、個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うことを目標とする。

ウ 高等学校における教育は、学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことを目標とする。

エ 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

	ア	イ	ウ	エ
①	○	○	×	×
②	○	×	○	×
③	○	×	×	○
④	×	○	○	×
⑤	×	○	×	○
⑥	×	×	○	○

問 10 次の「地方公務員法」の条文中の ～ にあてはまる語の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

- 第三十三条 職員は、その職の を傷つけ、又は職員の職全体の となるような行為をしてはならない。
 第三十四条 職員は、職務上知り得た を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
 第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
 第三十六条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように をしてはならない。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	尊厳	不利益	秘密	注意力	署名運動
②	尊厳	不名誉	情報	注意力	勧誘運動
③	尊厳	不利益	情報	思考力	勧誘運動
④	信用	不名誉	秘密	思考力	署名運動
⑤	信用	不名誉	秘密	注意力	勧誘運動
⑥	信用	不利益	情報	思考力	署名運動

問 11 次のア～エを読み、「教育公務員特例法」で定められている「研修」に関する説明として正しいものに○、誤っているものに×をつけたとき、正誤の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

- ア 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。
 イ 教員は、授業に支障がある場合であっても、本属長の承認を受けることによって、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
 ウ 教育公務員は、現職のままでは、長期にわたる研修を受けることができない。
 エ 公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施しなければならない。

	ア	イ	ウ	エ
①	○	○	×	×
②	○	×	○	×
③	○	×	×	○
④	×	○	○	×
⑤	×	○	×	○
⑥	×	×	○	○

問 12 次のア～エを読み、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』（令和3年1月26日 中央教育審議会答申）に示されている『令和の日本型学校教育』の構築に向けた今後の方向性』に関する説明として正しいものに○、誤っているものに×をつけたとき、正誤の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

ア 新しい時代を生きる子供たちに必要となる資質・能力をより一層確実に育むため、学校教育の質を高めることが重要であり、多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と個別性を高めることが必要である。

イ 学校が様々な課題に対処し、学校における働き方改革を推進するためには、校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要である。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内、あるいは学校外との関係で、「連携と集中」による学校マネジメントを実現することが重要となる。

ウ GIGA スクール構想により児童生徒1人1台端末環境と高速大容量の通信ネットワーク環境が実現されることを最大限生かし、端末を日常的に活用するとともに、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）など、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、学校教育における様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要である。

エ 全ての児童生徒への基礎・基本の確実な定着への要請が強い義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本に置きつつも、教育課程を履修したと判断するための基準については、履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる教育課程の在り方を目指すべきである。

	ア	イ	ウ	エ
①	○	○	×	×
②	○	×	○	×
③	○	×	×	○
④	×	○	○	×
⑤	×	○	×	○
⑥	×	×	○	○

問 13 次のア～エを読み、「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議まとめ」（令和 3 年 11 月 15 日 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会）に示されている「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿」に関する説明として正しいものに○、誤っているものに×をつけたとき、正誤の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

ア 教師が、時代の変化に対応して求められる資質能力を身に付けるためには、求められる知識技能が変わっていくことを意識して、常に最新の知識技能を学び続けていくことがより必要となってきている。主体的に学び続ける教師の姿を目にすることで、自らも主体的に学び続ける意欲を子供たちが培うことが期待できる。

イ 教師自身が、新たな領域の専門性を身に付けるなど、全教員に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて強みを伸ばすことが必要であるため、協働的な教師の学びよりも、一人一人の教師の個性に即した、個別最適な学びであることが重視される必要がある。

ウ 「将来の姿」（適切な目標設定）は、一人一人の教師が、自らの置かれた状況を踏まえ、その意欲や関心に基づき設定することが基本となるが、当該教師が現在さらに将来において学校組織で果たすことが求められる役割も考慮されるなど、当該教師を任命又は雇用する者や日常の服務監督をする者のニーズとも調和したものとなることが求められる。

エ 自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」を重視したスタイルの学びが求められるようになっていくため、知識伝達型の学習コンテンツを通じた研修を廃止して、地域や学校現場の課題の解決を通じた研修に転換していくなど、日常的な OJT を充実させることが必要である。

	ア	イ	ウ	エ
①	○	○	×	×
②	○	×	○	×
③	○	×	×	○
④	×	○	○	×
⑤	×	○	×	○
⑥	×	×	○	○

問 14 次のア～エを読み、「第 4 期教育振興基本計画」（令和 5 年 6 月 16 日 閣議決定）に示されている「今後の教育施策に関する 5 つの基本方針」として正しいものに○、誤っているものに×をつけたとき、正誤の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

ア グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

イ 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す自由主義社会の実現に向けた教育の推進

ウ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

エ 挑戦心、探究心が育つ学びの環境整備

	ア	イ	ウ	エ
①	○	○	×	×
②	○	×	○	×
③	○	×	×	○
④	×	○	○	×
⑤	×	○	×	○
⑥	×	×	○	○

問 15 次のア～エを読み、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(令和7年6月18日公布)に関する説明として正しいものに○、誤っているものに×をつけたとき、正誤の組合せとして正しいものを後の①～⑥から一つ選べ。

ア 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。

イ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなることを義務付ける。

ウ 児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「指導教諭」を置くことができることとする。

エ 教職調整額の基準となる額を給料月額4%から8%まで段階的に引き上げる。

	ア	イ	ウ	エ
①	○	○	×	×
②	○	×	○	×
③	○	×	×	○
④	×	○	○	×
⑤	×	○	×	○
⑥	×	×	○	○